

特定健康診査等実施計画
(平成 25 年度～29 年度)

コカ・コーラセントラルジャパン健康保険組合

平成 25 年 3 月 8 日

第1章 目標

1-1. 特定健診及び特定保健指導の実施率

	H25	H26	H27	H28	H29
特定健康診査の実施率	54.2%	61.4%	75.6%	82.8%	90.0%
特定保健指導の実施率	70.2%	72.6%	75.0%	77.5%	80.0%

1-2. メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率

特定健康診査等基本指針で定められた第2期全国目標と同じく、25%（平成20年度対比）を目標とする。

第2章 対象者数

2-1. 特定健康診査の実施対象者数と実施目標者数

	H25	H26	H27	H28	H29
対象者数	2,786人	3,026人	3,147人	3,268人	3,353人
内訳 現役被保険者	1,760人	1,927人	2,025人	2,115人	2,162人
任継、被扶養者	1,026人	1,099人	1,122人	1,153人	1,191人
目標者数	1,509人	1,859人	2,379人	2,706人	3,018人
内訳 現役被保険者	953人	1,184人	1,531人	1,751人	1,946人
任継、被扶養者	556人	675人	848人	955人	1,072人

2-2. 特定保健指導の実施対象者数と実施目標者数

	H25	H26	H27	H28	H29
対象者数	446人	536人	660人	739人	812人
目標者数	313人	389人	495人	573人	650人

第3章 実施方法

3-1. 基本事項

3-1-1. 実施場所

被保険者に対する特定健康診査は、従来からの定期健康診断に併せ各事業所毎の巡回により行う。被扶養者、及び任意継続被保険者とその被扶養者については、特定健康診査の法定項目を包含した人間ドックや巡回主婦健診を健診機関に委託し実施するとともに、集合契約を利用し実施する。

特定保健指導は、健康保険組合連合会愛知連合会の行う特定保健指導等支援事業の活用と、保健指導機関に委託により行い、実際の特定保健指導は対象者の事業所や自宅を巡回して行う。

3-1-2. 実施項目

特定健康診査については、法定項目を実施する。

特定保健指導については、法定で定められた最低限の枠組みに則り実施する。但し、途中脱落を防ぐべく、電話等による支援を増やす等、方策を講じる。

3-1-3. 実施時期又は期間

特定健康診査及び特定保健指導ともに、通年で実施する。

3-1-4. 外部委託の方法

特定健康診査及び特定保健指導ともに、外部委託にて実施する。

外部委託の契約形態は、健康保険組合連合会を通じての集合契約に参加、健康保険組合連合会愛知連合会の行う特定保健指導等支援事業に参加、個別契約の3つとなる。

また、個別契約を行う外部委託先の選定にあたっては、特定健康診査・特定保健指導だけでなく、疾病予防事業や保険給付費適正化事業についてもサービス提供可能かどうか等拡張性や発展性を鑑み選定する。

3-1-5. 周知や案内の方法

周知・案内は、当健保組合機関紙やホームページに掲載して行うとともに、被保険者に対しては電子メールを有効活用し周知する。

3-1-6. 事業主健診等の健診受診者のデータ収集方法

事業主健診の実施機関より、標準化された電子データにて受領する。

3-2. 委託契約

集合契約Aと集合契約Bについては、健康保険組合連合会を通じ契約する。

健康保険組合連合会愛知連合会の行う特定保健指導等支援事業については、健康保険組合連合会

愛知連合会と委託先との三者契約となる。

個別契約については、健診ないしは保健指導の委託契約を行う。

3-3. 受診券・利用券

3-3-1. 様式

受診券の様式については、法定で定められた様式で発行する。

集合契約を利用した特定保健指導を行う予定がないため、利用券は発行しない。

3-3-2. 交付時期等

受診券の発行は、一括発券ではなく、任意継続被保険者及び被扶養者の希望者からの申請をもって都度発行する。特定健康診査だけを受診してもらうのではなく、特定健康診査を包含している人間ドックや巡回主婦健診の受診を推奨するため。

3-4. 代行機関

健康保険組合連合会愛知連合会の行う特定保健指導等支援事業と個別契約においては、代行機関を利用しない。

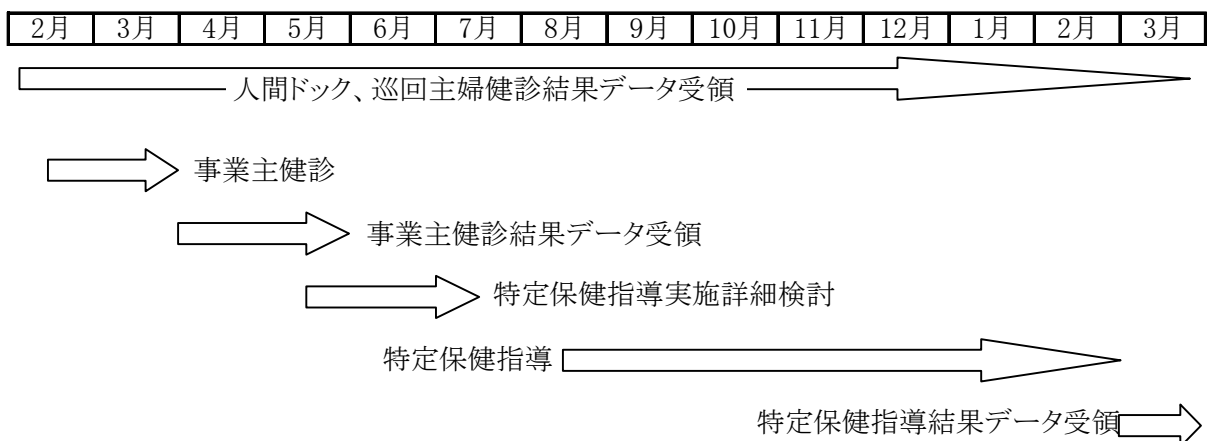
集合契約における代行機関は、社会保険診療報酬支払基金となる。

3-5. 特定保健指導対象者の重点化

特定保健指導実施時の重点化については、重篤な者を優先することを基本スタンスとし、具体的には積極的支援対象者を優先する、階層化時のリスク数が多い者を優先するとして行う。

3-6. 年間スケジュール等

事業主健診の結果データ受領時期と事業主繁忙期を考慮し、以下記載のスケジュールにて推進する。



第4章 個人情報の保護

4-1. 記録の保存方法等

4-1-1. 記録の保存方法

健診機関等からのデータ受領はCD等の媒体で行い、媒体より管理システムに格納し保管する。管理システムに格納済みの媒体については、施錠可能なキャビネットに保管し紛失等を防ぐ。管理システムはパスワード認証により使用可能とし管理者以外がアクセスできないように制御する。

管理システムに格納済みの媒体の保存年限は1年とし、保全年限を過ぎたものは裁断し廃棄することで漏洩を防止する。管理システムに格納されたデータの保存年限は法定で定められた通り5年とする。ただし、管理システムの容量内である場合は保存年限を過ぎたデータであっても削除は行わない。管理システムの定期バックアップ媒体については繰り返し使用することから永年保存とするが、媒体不良が発生した際は念のため裁断のうえ廃棄し漏洩を防ぐ。

4-1-2. 保存体制

常務理事を管理責任者とし、データ受領媒体の管理や管理システムへの格納操作等は特定健康診査・特定保健指導担当者が行う。

4-1-3. 外部委託の有無等

記録の保存は健康保険組合内で行う。

4-2. 管理ルールの制定

コカ・コーラセントラルジャパン健康保険組合 個人情報保護管理規程に準拠し、保管・管理する。

第5章 実施計画の公表・周知

5-1. 特定健康診査等実施計画の公表方法

本計画はホームページに掲載し、機関誌等により周知する。

5-2. 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法

特定健康診査や特定保健指導の概要をホームページに掲載するとともに、機関紙等を使った周知を行う。また、特定保健指導を開始する際など、対象者への個別通知の前に加入者全体へ案内するなどして普及啓発を図る。

第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

6-1. 特定健康診査等実施計画の評価方法

毎年度5月～6月に、前年度の特定健康診査・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率を把握し、計画との乖離等を検証・評価する。

6-2. 特定健康診査等実施計画の見直しに関する考え方

検証・評価を踏まえた見直しは、次年度事業に反映すべく秋季に実施する。